

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和4年(2022年)12月15日(木)15時00分～17時00分		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	㊦・不可・一部不可
事務局	福祉部 障害福祉課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	大谷委員、河本委員、浦委員、澤委員、飯尾委員、星名委員、北野委員、岡田委員、三宮委員、荒木委員、湯川委員、星屋委員、上田委員、堀之内委員、有田委員、宮田委員 以上、16人	
	事務局	宮城福祉部長、森福祉部次長 (以下、障害福祉課) 酒井課長、細貝主幹、畑主幹、阿部課長補佐、河本副主幹、加藤副主幹、前畑係長、酒井係長、井上主査、大汐主事	
	その他		
議題	<p>案件1. 会長、副会長の選出について</p> <p>案件2. 豊中市第五次障害者長期計画令和3年度(2021年度)実施状況報告書について</p> <p>案件3. 第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査結果の中間報告について</p> <p>案件4. その他</p>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

議事要旨

- 福祉部長あいさつ
- 委員および事務局紹介
- 事務局より配布資料の確認、定足数等の報告

【案件1】会長、副会長の選出について

(議長 (福祉部長))

・会長の選任について、協議会条例第4条において、「委員の互選によりこれを定める」となっている。

(委員)

・大谷委員を推薦する。

(議長)

・大谷委員を推薦する意見がでたかどうか。

(委員一同 拍手)

大谷委員が会長へ就任・あいさつ

(会長)

・副会長に星屋委員を指名する。

星屋委員が副会長へ就任

【案件2】豊中市第五次障害者長期計画令和3年度(2021年度)実施状況報告書について

(事務局)

・豊中市第五次障害者長期計画令和3年度(2021年度)実施状況報告書について概要を説明

(委員)

・相談支援体制が変わったということで、資料1-1の右ページ、「相談支援事業について、ネットワークの構築と相談員のスキルアップに取り組むとともに、相談支援体制を再構築し、多機関連携を意識した体制に再編しました」とあるが、この多機関連携というのは、どのような機関か。

(事務局)

・豊中市は日常生活圏域を7圏域ということで、いろんな福祉サービス、教育等々を含めて、その中で一定行われるようにという考えの下で、地域包括ケアシステム推進基本方針を定めている。その生活圏域に合わせて、基幹相談支援センター事業を担うことができる相談支援センターを圏域ごとに設置したことで、介護保険の分野の地域包括支援センターとの連携が非常に分かりやすくなる。また日常生活圏域の考え方だが、おおむね5つから7つぐらいの小学校区を基本としており、学校との連携や窓口も分かりやすく、地域の既存の団体との連携が新体制によって非常に取り組みやすくなるのではないかとということを念頭にこの体制に再構築した。

(委員)

・資料1-1の右ページ、市民後見人について。「5人の新規バンク登録者を養成しました」とあるが、実際に登録された方について、現在5名とも後見人として実務をされているのか。例えばこの被後見人、利用者の方の内訳はいろいろあると思うが、例えば支援信託も後見人、市民後見を受けている方の中にいるのかどうか。市民後見自体は全て無報酬でされているのか。後見人と被後見人の割合はどうなのか。足りているのか、足りていないのか。足りていない場合は、後見制度を必要としている方は今現在どのような形で支援を受けているのか。一般的に法定後見人に

は監督人がつくことになっているとは思いますが、市民後見においても監督人は存在しているか。また、その監督人がついているのであれば、どのような方が選別されているのか。また、その選別された方は市民後見と同じように研修等は受けられているのか。

(事務局)

・資料1-2の16ページ、No.13、市民後見人事業ということで詳細が掲載している。令和3年度、5名の方を養成したというところだが、令和3年度時点での達成状況は、報告書によると24名となっている。市民後見人には様々な事案があり、非常に難しい事案から比較的金融管理のみで対応できるような事案と幅広くあるが、市民後見の方が後見人を受けていただく場合には、比較的複雑でない事案を受けていただくことにしておると聞いている。市民後見人の報酬と監督人の存在については、この場でお答えができないため、確認する。それと、市民後見人が足りているか、事業の目的及び内容のところにも書かれているように、親族後見や専門職による成年後見の活動だけで対応していくことは困難ということで、数値目標、令和5年度時点で36名ということになっているが、この報告書上では、まだまだ足りていない状況であり、今後も市民後見人の養成については力を入れてまいりたい。

(会長)

・地域福祉計画の中で取り扱う案件でもある旨、ご留意いただきたい。

(委員)

・資料1-1の2ページ目、「一人ひとりが輝くための自立と社会参加」の中分類「療育・教育」の特徴的な取組について、この支援者研修は小・中学校教員や保育士を対象とし、YouTubeで配信が全6回、延べ2,405回の視聴があったということだが、全6回の内容、周知をどのようにされたのかを聞かせていただきたい。課題には、そこに参加する小・中学校教員の増加が必要と捉えられているので、研修内容及び周知方法を教えていただきたい。

(事務局)

・周知方法については、電子メールで市内の公立こども園、認可保育園に案内。小・中学校へは、児童生徒課よりメールにて案内をしている。市内の障害通所支援事業所においても、同様にメールにて案内をしている。

内容について、1回目は「発達障害児の進学と自立に向けた支援 インクルーシブ教育」について。2回目は「実行機能の視点から発達障害の子供への支援・理解」について。3回目は「保護者支援」について。4回目は「発達障害の基礎知識」ということで、内容は基礎的なものと発展的な内容を視聴者が選択できる内容で取組んだ。

【案件3】第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査結果の中間報告について

(事務局)

・豊中市第六次障害者長期計画・第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査中間報告について概要を説明

(委員)

・3ページ目の相談支援体制の充実・強化等の今後の相談先について「もう相談はしたくないと思った」が6.1%とあるが、もう相談はしたくないという意味合いというか、そこをまず教えていただきたい。

(事務局)

この6.1%というのをどう評価するかというのは、所管業務の中で感じるようになってくると思うが、人対人なので、ちょっとした言葉の擦れ違いみたいなところで、この方とは相談したくない等のご相談を受けることはある。例えば特に多いのは男性に対して今までの生育歴や人生経験の中で、特に抵抗感を示される女性の相談者の方が、電話で相談した先の男性相談員さんとの関係でトラブルになってしまった等、市役所の窓口でそういったご相談で相談員を変えてほしいというようなことで相談いただくことがある。高いスキルをもって相談窓口を担っている一方で、特に相談の事業所に関して3障害満遍なくやっても、各々分野強い分野は異なるが、7つの相談支援センターで月に2回、情報交換会というような形で会議等を開催し、お互いに得意なところは共有し合う、苦手なところは補い合うというような形で対応して、なるべくこういった数字が少なくなるようにしていきたいと思っている。

(委員)

・我々障害者家族にとって6.1%は決して少ないとは私は思わないが、例えばこの相談しない理由について、もう相談したくないという理由が入っていないように思った。相談しない理由に具体的なものが示されていたらいいなと思った。相談をしたいのに理由があって、相談の解決に至らず帰るということも多々ある。中には専門性の高い相談が必要な場合、特に直接生活のお金に疎通するような社会保障、障害年金等が相談できないまま埋もれて、受けられるものも受けられてない状況で放置されているという方が多々ある。

(事務局)

・資料2-2、35ページが、調査票1、2、3、障害のある市民の方にお聞きした結果になっており、「別のの人に相談したい」と「もう相談したくない」と思った理由、どちらも答えられた方が下記の内訳になっており、どちらも「もう相談したくない」の回答をしたわけではないが、主な内容としては「話を聞いてもらえなかった」であったり、例えば18歳未満の障害のある市民については、「専門的な助言を受けられなかった」、こちらが一番高い結果となっている。18歳以上の障害福祉サービス利用者につきましては、「障害への理解がたりないと感じた」、こちらが42%で最も高くなっている。

(会長)

・我々が読み取らないといけないのは、アンケートにも回答されない方の声をどう拾い上げるか。特に虐待問題はサービスにつながらない、あるいは相談にもしない等、そういったところで起きていることを考えると、福祉サービスにつながらない人の思いをどう捉えるかが次のポイントになると思う。また、福祉サービスにつながらない方を全戸訪問し、しない理由を全て調査し、新たに上げていくという取組をしている自治体もそれぞれの課題に対応することが大事だと思う。

(副会長)

・アンケート結果から課題を見出し、新しい計画に向けてやっていかなければならない。相談支援体制について、障害施策に関わりがない人からは本当にどこに相談していいかわからないとの声を聞く。相談支援事業所の看板が大きく出ていないため、わかりにくい。

また、同じ事業所で同じ人に相談をしたいという人が約8割いる中で、今年の4月から基幹相談支援センターを7圏域に移したことについて、問題があったのではないかと感じている。各々の圏域で連携が取れるような形ができてきているということだが、校区福祉委員会や民生委員等からいろんな形で相談を受けるところがあるが、連携しているという話は全く聞いたことがない。できているのか。

(委員)

・今の福祉全体の方向性で、方向性をやっぱり考えないと、いつまでたっても障害が悪いという考え方の相談員もいる。厚労省の考え方だと「入所施設でも地域でいい」等の考え方で、国のトップがそんなことを言っているから、いつまでたっても医学モデル前提でいる。専門家は今の相談支援対策は経験年数があって、講習を受けながらの相談支援専門員等の実態もある。医学モデルありきのなかにいる相談員もいるため、もう行きたくないと思った方もいるのではないかと。委員、いかがか。

(委員)

・4月から7つの日常生活圏域ごとに機関、相談支援センターを置き、学区、学校区、他機関の仕組み、地域の住民組織等、医療的な仕組みも含めて、全体の多職種連携の仕組みはつくった。相談支援の中で恐らく同じ方に相談したいと思っている方が大人の方も子どもの方も3分の2程度しかいないということをどう捉えるのか。私はずっと同じ方に3分の2以上の方が相談したいと思っている方がいるということは、一定のレベルだと思う。ただし「もう相談したくない」、「他の機関に相談したい」というのはかなり習熟した一定レベルの相談員の方でもよく起こるケースであり、相談者をかえればいい。「もう相談したくない」とは、障害そのものに対して拒否的な発想をされたのかどうかということであるが、一定の資格やこれまでの相談支援のキャリア、初任者研修、現任研修を含めて一定の研修をされているため、ある程度一定必要な知識は得ている。我が国の持っている課題だと思う。

(会長)

・議論をまとめると、1点目が相談する、どこに相談していいかわからないということである。相談先が分かっているけど利用しないのは、その方によるが、相談先の周知をしないといけない。周知した上で使いたくない、相談先がわからないという事態を改善させることが大切である。また事業所のサービスの質を担保していく必要がある。前回審議会でも利用者数に応じたパーセンテージで行った場合はどうかとの意見もあった。市民の意識を反映する、集約するアンケート数としての妥当なパーセンテージも考えていかないといけないと思った。

(委員)

・重度障害者医療助成制度について、受給者数はどこに掲載されているか、人数の推移を教えてください。障害者福祉計画の障害のある人の状況に加えることは可能か。

(事務局)

・資料1-2の26ページ、No.78に事業の目的と内容を記載している。豊中市の総合計画、総計の下に分野別計画として枝分かれしており、ほかの計画の中で統計を取っておるのではないかと。と思う。

(委員)

・数字を持ち合わせていなくてもいいが、経過措置の3年経過し、数字が上がってきていない。市との懇談会の回答でも、年間3名か何かと曖昧なことを言われている。統計資料等を示していただきたい。

(事務局)

・健康医療部保険給付課が担当課であり、数字等については確認し、再度お知らせさせていただく。

(委員)

・障害のない市民へのアンケート項目の中で、「障害や難病のある人」についての設問で「近くに障害のある人がいない」が29%という結果に驚いた。7割の方が何らかの形で障害のある方と接している。次回アンケートからでいいので、どのように個人的に近所なり、どのように障害のある方と接しているかが分かればいいのではないかと思う。

(事務局)

・資料2-2の95ページに回答の選択肢を掲載しており、「近くに障害のある人はいない」という回答が一番多かったが、その他、「同居の家族」や「近所の人」、とか「職場で知り合った人」というお答えが出ている。参照いただきたい。

(会長)

・無作為抽出で毎回対象者が変わるため数字は動きやすいと思う。特に欧米では定点を定めて、その市民が経年的にどのように障害についての意見が変化していったか等のパネル調査を用いる。

(委員)

・例えば同居の家族や親族の方がどのように接しているのか等、具体的な内容がわかればと思う。

(委員)

・アンケートについて、本人以外が回答する場合はどこまで正確に統計が取れているのかが気になる。

(委員)

・別の人に相談したい等の点は大変重要だと思った。資料2-2の中で「障害者の理解がたりないと感じた」という背景があったということ。資料1-1に相談支援事業については相談員のスキルアップに取り組むと書かれているが、専門性やスキルだけではなくて、人権意識をどう向上していくかという相談員としての必要な意識向上も培っていかないといけないということ。行政の役割として、相談員や支援機関職員が相談業務に対して誇りややりがいをもち、仕事の専門意識を高めていけるような職場環境をつくっていくべきだと思う。7圏域の相談支援センターは年齢や障害の別によって相談しにくくならないようなワンストップサービスであるべきだと思うので、そういった取組をしていただきたい。また、多機関連携ではNPO等とも共有できればと思う。

(委員)

・記憶の障害の部分があるので、ぱっと見てこの数年でどんなふうに意識が変わっているか、回答が変わっているかというのが確認できると分かりやすい。

(委員)

・制度のことや障害者の課題を肌で感じている施設の方や介護ヘルパー、NPOで障害者の人たちに人たちの声を聞き取れてないアンケートになっていると思う。アンケート対象の捉え方を検討すべきではないかと思う。

(事務局)

・補足として、介護従事者、事業者の方については、別途に事業者連絡会等の場を設けて、意見を集約して施策に反映している。

(副会長)

・障害者の高齢化もあり、地域の包括支援センターと7圏域の相談支援センターとで連携が取れるといいと思うが、どのような連携がとれるか、また支援者の声をどのように拾っていくか。後見人制度についても市としてどう関わっていくか。

(委員)

・資料2-1の5ページ、「新型コロナウイルスにより困ったもの」について、「外出機会の減少」と「活動の機会の減少」が多く困ったものとされているが、その中でも特に「外出機会の減少」というのは各階層それぞれ高いパーセンテージで持っている。「活動の機会の減少」に関しては、それが低下しておるところが多いが、18歳未満の障害のある市民が「外出機会の減少」、「活動機会の減少」、どちらも高止まりしている。18歳未満の本来元気な人ほど、こういった活動の機会が奪われている。

(委員)

・障害の種類はあると思うが、支援している家族も含めて、高齢になってきた場合の支援力の低下が特に精神科の領域でも多いと思う。特に精神疾患の発症が比較的若年層で顕在化し、その後、家族による支援体制が構築された場合に、最終的に外部の支援が入っていないような事例というのがある程度見受けられ、今の課題であると思う。

(委員)

相談支援でアドバイスを受けたい人は受けやすい環境を求めている方が多いと思うが、なかなか理解してもらえないと感じていることは残念。

(委員)

・障害者施策推進協議会は、こういったご意見をしっかり聞いて施策に反映していくことが大事だと痛感している。

(会長)

・本日受けた質問、12月22日までに寄せられた質問、他部局への質問の取扱いについて、会長と事務局に一任をお願いできないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(事務局)

・令和3年12月の障害者施策推進協議会で報告している嘆願書について、その後の経過を報告。令和4年9月1日より豊中市重度障害者等就労支援特別事業という形で同事業を実施。

・次回開催予定